



Title	故郷は遠きにありて : サハリン韓人永住帰国事業を中心に
Author(s)	池 炫周, 直美
Citation	年報 公共政策学, 8, 111-124
Issue Date	2014-05-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/59392
Type	bulletin (article)
File Information	ASSP8_009.pdf



[Instructions for use](#)

故郷は遠きにありて： サハリン韓人永住帰国事業を中心に

池 炫周 直美*

I. はじめに

1920年代から始まったとされるサハリン（旧樺太）へ徴用させられた韓人は、戦後日本への帰還が認められず、また国籍剥奪（1952年）によりサハリンに残留することになった。そして、サハリン韓人が再び故郷へと戻ることができたのは、実に終戦からその半世紀後である。日韓両政府及び赤十字が「サハリン韓人支援共同事業」を1989年7月に締結したことによってサハリン韓人1世の永住帰国が可能となり、1992年には韓国の外務部と赤十字の協力下で永住帰国が始まるのである。そして、現在においては約4000名のサハリン韓人が韓国に永住帰国をしている。

サハリン韓人の永住帰国は、戦後44年もの年月が経った後に漸く実現するのだが、在留を余儀なくされ1世の人たちは、遠いサハリンの地で故郷のことを思いながら、また同時に再び帰る故郷はもはや自分の思い出にある故郷ではないことも受け入れざるを得なかった。加えて、当時の永住帰国の条件として、今までともに生きてきた家族をサハリンに残していかなければならなかった。そして、帰国後のサハリン韓人を待ち受けていたのは、韓国国内における偏見と差別であった。サハリン韓人は、戦争の被害者であり、「取り残された救うべき同胞」でありながら、皮肉にも朝鮮半島の分断によりそのイデオロギイ的対立が救うべき同胞たちを苦しめるのである。

本稿では、サハリン韓人の韓国への永住帰国事業を題材に、まず、どのような事業であるか、どのような政策が今まで行われたかを分析する。そこで、盧武鉉政権以降の国会（李明博、朴槿恵政権）でどのような議論が展開され各法案が起案されたか、そしてその問題点にも言及することにする。その上で、サハリン韓人をめぐりどのような「排除」と「包摂」の政治が展開されているかを検討し、その政治的インプリケーションについて言及することを試みる。

* 北海道大学公共政策大学院専任講師。専門は韓国現代政治。
連絡先：n_chi@hops.hokudai.ac.jp.

II. サハリン韓人の誕生：歴史的背景¹⁾

(1) 1870年から1937年

サハリンへの韓人移住は、1870年代からと推定される。初期にはロシアのウラジオストックなどロシア極東や満洲地域の韓人たちもサハリンに移動が可能であったため、多くの人たちが北サハリン居住していた。この時期における韓人は、高い賃金を得るため契約労働者としてかまたは農業のため移住した。1937年ソ連の強制移住政策下、沿海州の高麗人²⁾たちとともに北緯50度以北の北サハリンの韓人1000名余が中央アジアで強制移住させられ、サハリンには日本領である南サハリンにだけ韓人が居住することとなった。

(2) 1938年から1945年

1938年には日本の国家総動員法が制定され、これによって1939年から募集が始まり1942年からは斡旋、そして1944年からは強制徴用で韓人たちは南サハリンへと強制動員された。すでにサハリンに渡った人々にも国家総動員法が適用されることとなり、いわゆる「現地徴用³⁾」が実施された。すなわち、1938年国家総動員法による強制動員以前に自分の自意で渡った韓人たちも現地で徴用され強制動員され投入されたのである。

(3) 1945年から1959年

1945年8月8日ソ連が日本に対し宣戦布告をし、南サハリンを占領した後、8月23日に日本人の出国を禁止した。この出国禁止措置によって当時日本国籍を持っていた韓人約43000人も一緒に抑留された。そして、1946年12月締結された「ソ連地区の引揚に関する米・ソ協定」によって日本人は帰還する。この時日本は、日本の戸籍に登録された人たちのみを日本人と見なし、朝鮮戸籍に登録された韓人は除外されたのである。1952年4月28日に発効されたサンフランシスコ講和条約を根拠に、サハリン韓

- 1) サハリン韓人の帰還問題の歴史的経緯の詳細については、韓恵仁「サハリン韓人帰還をめぐる排除と包摂の政治」『史学研究』(102号、2011年)【ハンゲル】や大沼保昭『サハリン棄民：戦後責任の点景』(中公新書、1992年)などを参照。
- 2) 英語ではまとめて、コリアン・ディアスポラ (Korean diaspora) と称すが、日本語や韓国語では海外に住む朝鮮・韓国人のことをまとめて呼ぶ称号がない。その理由には、南北分断が大きな要因となっている。例えば、サハリンにいる韓国・朝鮮系の人たちを「サハリン韓人」と呼び、現在中央アジアに住む朝鮮・韓国系の人たちのことを「高麗人」と呼ぶ。
- 3) 現地徴用された人たちの中でも「二重徴用」にあった人たちがいた。この二重徴用とは、1944年のサハリン西海岸にある14の炭鉱が閉鎖され朝鮮人約3000名が日本本土で再徴用された。二重徴用の犠牲となった朝鮮人たちは未婚者だけでなくサハリンに家族たちを残したままの人たちもいた。戦後になっても、サハリンに戻れずに、未だ家族の所在が分からない人たちがいる。

人の日本国籍は剥奪される。1956年の日ソ共同宣言で1957年8月1日から1959年9月28日までに残留日本人は送還される。この時は、日本人と結婚した韓人及びその家族の帰還も許容されたため、日本人と結婚した韓人男性及びその家族 1,541人が日本に帰還することができた。ソ連は日本人の帰還などでサハリンでの労働力が激減することを恐れ、サハリン韓人の帰還問題には消極的であり、むしろ、ソ連は北朝鮮への帰還を積極的に促していた。当時米軍の信託統治下の韓国において、急激な帰還民たちの増加による社会的・経済的混乱（食糧、住宅等）をアメリカ当局は恐れた。朝鮮戦争以降李承晩政権は、日本がソ連との国交を回復した後、1958年に「在日朝鮮の送北問題」等を引き合いに極端な対日政策を取る一方、サハリン韓人問題は事実上放置されたままとなる。

(4) 1960年から1988年

当時のソ連国籍法によって、サハリン韓人たちは、無国籍となる。また、当時北朝鮮は宣伝要員まで派遣してサハリン韓人たちに留学などを約束しながら朝鮮民主主義共和国国籍の取得を誘引した。このころの政治的力学を象徴するかのよう出来事が1977年にあった。韓国への永住帰国を要求したサハリン韓人の家族8人が北朝鮮に強制追放されたのだ。サハリンから日本に帰還した韓人たちを中心に1958年2月東京で「サハリン抑留帰還韓国人会」が結成され、書信の往来やサハリン残留者の帰還促進運動が始める。1975年12月サハリン・コルサコフ在住の韓人4人が日本を相手に「サハリン残留者帰還請求訴訟」を東京地方裁判所に申し立てる。このような運動は、日本においてもサハリン韓人帰還問題が少なくとも政治家レベルでは広く知られるきっかけとなった。

(5) 1988年以降

1988年4月日本外相は、「サハリン残留韓人に対して日本に道義的責任がある」という点を認め、1989年7月日韓両国の赤十字社で構成された「サハリン居住韓国人支援共同事業体」を設立し、一時母国訪問が開始する。1994年日韓首脳会談以降サハリン韓人1世を対象に「永住帰国事業」の実験的实施が決定される。「100名収容可能な療老院」及び「500世帯アパート」の建立を推進することに合意する。1989年から1995年まで約7000人が一時母国訪問で韓国を訪れる。1991年から2013年まで23個地域に約4000名が永住帰国を果たすのである。しかし、永住帰国対象を 1945年8月15日以前にサハリンに移住またはサハリンに生まれた人たちに限定されているため、その子孫たちは依然サハリンで居住をし、また新たな形で離散家族が生まれてしまうという問題が指摘されている。以下では、より具体的にサハリン韓人永住帰国支援事業の現状と動向、内容、そして問題点について検討することとする。

III. サハリン韓人永住帰国支援事業：その現状と動向

(1) 経緯と現状

サハリン韓人は日本の植民地末期に徴用・移住をさせられ、終戦後日本の政府から帰還を許されずまた国籍を剥奪されサハリンに残留することとなった。戦後約43000名の韓人が残留し、2009年9月現在サハリンには約30000名の韓国系同胞が在留している⁴⁾。再び故郷の地へと降り立つことができないという絶望感に苛まれた彼らに転機が訪れたのは、ソウル・オリンピックと韓ソ関係改善以降、日韓両国の赤十字社を通じてサハリン同胞の母国訪問と永住帰国の活性化であった⁵⁾。

1989年にサハリン韓人の母国訪問が始まり、1992年に韓国外務部と赤十字社の協力下で永住帰国が始まるのである。1992年には、江原道春川の社会福祉施設である〈サラヘジブ〉に77名⁶⁾の帰国から始まり、1993年には慶尚北道高靈郡大昌養老院にサハリン韓人50名が入所した⁷⁾。そして更なる転機が訪れたのは1994年の日韓首脳会談であった。この時のサハリン韓人に対する支援の協議の結果、サハリン韓人1世を対象にした永住帰国事業の一環として「500世帯が入居できる専用住居」と「100名収容可能な養老院」を建設することを推進することに合意した。この合意において、韓国側が建設する土地を提供し、日本側が建設経費を支援することで合意がなされた。ここで注目すべき点は、日韓間でサハリン韓人1世を「1945年8月15日以前に生まれ、1945年8月15日以前にサハリンに移住し継続して居住している者⁸⁾」と定義したことである⁹⁾。時遅れてようやく始まった永住帰国事業であったが、ここで明確に対象が決まるのだが、それはまた同時に更なる悲劇を意味したのである。

2000年に入ると、韓国政府と日本赤十字社と合同で韓国安山市に大規模なサハリン韓人の居住地「故郷村」を建設し、2005年には安山療養院が開院した。そして2007年から2009年は、には永住帰国拡大事業を実施し、約2000名が永住帰国をする¹⁰⁾。この2007年からの永住帰国拡大事業ではそれ以前はサハリン韓人1世だけが永住帰国の対象であったのが、2008年からは事業拡大に伴い1世と婚姻をしている2世等の配偶者（ロシア系の非韓人も含む）も永住帰国事業の対象に含まれることとなった。そして、当初永住帰国拡大事業を2010年まで実施する予定であったが、今もなお残留サハリン

4) 韓国保険福祉部療養保険運営課「永住帰国サハリン韓人支援事業案内」（2013年1月）。

5) 日本政府による支援については、本稿の主題ではないが、下記資料1にて記載している。

6) 韓恵仁、前掲、160頁。

7) 韓国保健福祉部、前掲、1頁。

8) 同書、1頁。韓国国会外交統一委員会「サハリン同胞支援に関する特別法案検討報告書」（2013年11月）も参照。

9) 2003年にサハリン韓人支援共同事業体運営委員会では、2004年からサハリン以外の大陸居住韓人1世も含むことを決定したが、実際数としてはそう多くない。

10) 2007年には611名、2008年には647名、2009年には837名が永住帰国した。

韓人1世が永住帰国を希望しているため、2010年以降も日韓共同で永住帰国事業を推進している¹¹⁾。

(2) 支援内容

永住帰国したサハリン韓人の支援について、その根拠は1996年12月4日「国務総理議長在外同胞政策委員会」の会議にて「サハリンに居住しながら母国に永住帰国した同胞たちへの支援のすべての費用は、国庫から支援する」ことを決定する。そして、支援対象はサハリン韓人1世及び1世の配偶者・障害をもった子女である¹²⁾。

永住帰国サハリン韓人の選定及び諸手当・支援の支給手続きは、まず外務通商部（大韓赤十字社）がサハリン居住韓人中対象者を選定する。そして国土海洋部（大韓土地住宅公社）が居住地を提供し¹³⁾、居住地別の対象者名簿を保健福祉部及び該当市・郡・区役所に送付する。その後サハリン韓人は入国・定着し、受給手続きを行ってから諸手当が支給される。まず、帰国後の定着費用として以下が支給される：(1) 賃貸住宅に居住している人に対して特別生計費75,000ウォン（毎月）、(2) 新規に入国した永住帰国者に対する賃貸住宅の保証金及び管理費を支援（2人1世帯基準単価17,700,000ウォン）、(3) そして新規入国者サハリン2世の航空券代（実費）及び生活用品購入のための手当（1,400,000ウォン）¹⁴⁾。

韓国政府は、永住帰国サハリン韓人が入所して生活する施設に対する施設運営費を支援している。これは、仁川にあるサハリン同胞福祉会館（療養施設）と慶尚北道の高靈郡大昌養老院（養老施設）の二つへ施設に支援をしているが、毎月保健福祉部から該当の市・道に国庫補助金を交付している。これは、永住帰国サハリン韓人支援自治団体経補助に当たる。

加えて、韓国政府は永住帰国サハリン韓人を対象に社会福祉も給与している。これは、韓国の「国民基礎生活保障法」に基づき給与・支援している。韓国国民が対処であるこの「国民基礎生活保障法」において、サハリン韓人は「永住帰国時、国民基礎生活保障法上の特例受給者」として指定することが可能であるという韓国政府と判断している。そして、支給条件として、所得だけを調査し所得評価額の算定後最低生計費以下の場合には給与を決定し支給することになっている¹⁵⁾。この場合、財産を所属として換算しないため扶養義務者基準は適用しないことになっている。

11) 2010年に127名、2011年に102名、そして2012年には108名が永住帰国した。

12) サハリン韓人1世ではない1世の配偶者・障害をもった子女は、まとめて「2世」と呼ぶ。

13) 各施設等の入居状況については、下記の資料2を参照。

14) サハリン韓人1世が永住帰国する際、航空券代及び入居に必要な物品等については日本側が、サハリン韓人1世（配偶者及び障害を持つ子女）の航空券代及び必要物品等については、韓国政府が負担。ただし、1世帯3名のうち2世（配偶者及び障害を持つ子女）が2名いる場合は1名だけ支給となる。

15) 特別生計費は、所得として算定しない。

ここで永住帰国サハリン韓人の配偶者及び障害を持つ子女（以降サハリン韓人2世）の場合を説明しておきたい。サハリン韓人2世は、入国後国籍取得（帰化）前まで「国民基礎生活保障法」上の基礎生活保障受給者として生計費を支給される（これは1世と同様に適用）。ただし、帰化に必要な「韓国に1年居住する要件」を満たせず帰化ができない場合は支援が不可能となる。そして、国内への定着（適応期）期間を勘案し3年間自活事業に参加する条件附加が猶予になり、3年経過後勤労能力者（満18歳以上満64歳以下）の場合は、勤労条件未履行時に生計給与が停止となり推定所得に対する税金を賦課する。

2013年基準では、支援額は以下となる：(1) 生計給与377,817ウォン（1人世帯）もしくは643,309ウォン（2人世帯）、(2) 住居給与90,636ウォン（1人世帯）もしくは154,327ウォン（2人世帯）¹⁶⁾、(3) 葬祭費用（受給者死亡時）の給与1人当たり750,000ウォン¹⁷⁾。ただし、生計・急遽給与は、他の所得がない場合支給される最高金額であり、所得があることが認められた場合は該当金額が引かれその差額が支給される。

また、永住帰国サハリン韓人は、「基礎高齢年金法」による基礎高齢年金が支給される。この基礎高齢年金は、満65歳以上の高齢者中、所得・財産の調査を行い一定水準以下の場合には支給されることとなっている。1人当たり最高94,600ウォン（夫婦が2人とも支給される場合は151,400ウォン）を受領できる¹⁸⁾。

次に「障害者福祉法」による障害者年金について検討する。サハリン韓人は、帰国し国籍を取得と住民登録番号が発行され、そして医療機関から障害があることが判定された後障害の等級によって支給されることとなる。支給額は、1-2級に月に17万ウォン、そして3-6級には月に3万ウォンである。

最後に、「医療給与法」による医療給与も支援している。基礎受給者として認定されれば、医療給与の受給者としても認定される。そして、働ける能力有無により1種（働ける能力がない世帯）そして2種（働ける能力がある世帯）に区分され支援される。ただし、外国にて長期に居住したことによる言語的・文化的近いが職業活動が事実上難しい場合を考慮して、受給者として認定された最初の日から3年間種別とは関係なく例外的に医療給与1種を付与することになっている。そして、猶予期間が終了し、勤労能力の有無により1種と2種に区別される（資料3を参照）。最後に、死亡後には天安市にある国立「望郷の丘」納骨堂に無料で埋葬される。

しかし以上の給与資格に関しては、いくつかの留意事項が存在する。生計費など政

16) 2人世帯というのは、事実婚関係があるかどうかで支給額が決まる。

17) ただし、基礎高齢年金支給時、基礎高齢年金額を除外した額を生計費として給付する。これは二重支援を排除するためである。

18) この選定基準（支給対象になる高齢者世帯の所得・財産基準）は、高齢者単独では78万ウォンか高齢者夫婦は124.8万ウォンである。

府から補助については、すべて銀行振り込みで支給され、6か月間のうち90日を超えて出国していることが確認された場合は、生計費支給が停止する。就職や副業はいつでも可能であるが、申告所得が発生した場合は生計費の一部もしくはすべて削減させる。加えて、住居地域以外の他地域に移動・引っ越しする場合は、政府の許可を得た場合のみ可能である。ただし、個人的に住宅を購入した際は、引っ越しは可能であるが、生計費の支給は難しくなる。

IV. サハリン韓人関連の法案

サハリン韓人は、今まで日本と韓国の間で「忘れ去られた」人々たちであったが、しかし近年においては大きく転換期を迎えている。上記では、サハリン韓人の歴史的背景及び現在の支援制度を検討したが、上述したようにサハリン韓人の問題に関しては、1988年以降を境に大きな展開を見せている。下記においては、サハリン韓人の支援に関する法案について検討してみることにする。

韓国の制憲議会以降現在に至るまでサハリン韓人に関する法案は、17件提案されたが、可決したのは4件にとどまっている。この17件の内訳として、特別法案が7件、改定案が1件、決議案が7件、そして建議案が1件である。

第17代と18代の韓国の国会においては、サハリン韓人関連の法案が発議され、公聴会を経て18代の国会では委員会代案まで作成されたのだが、制定されず任期満了のため破棄されてしまった。

第17代国会においては、四つの法案が提案された。

- (1) 2005年10月13日「サハリン同胞支援に関する特別法案」
- (2) 2005年10月18日「1965年韓日協定から除外された日本軍慰安婦・サハリン抑留者・原爆被害者に対する被害補償追及の決議案」
- (3) 2005年11月10日「『サハリン同胞の日』指定の関する決議案」
- (4) 2005年12月30日「サハリン同胞永住国及び定着支援に関する特別法案」

いずれも任期満了のため廃棄された。

第18代国会においては、多数の法案が提案された。

- (1) 2009年3月10日「サハリン同胞永住帰国及び定着支援に関する特別法案」
- (2) 2009年6月12日「サハリン同胞支援に関する特別法案」
- (3) 2010年7月30日「日本のサハリン強制徴用韓人郵便貯金口座情報の公開追及の決議案」
- (4) 2010年7月30日「第2次世界大戦直後のサハリンにおける日本人による民間人(韓人) 虐殺真相調査及び戦後被害補償追及の決議案」
- (5) 2010年9月1日「ロシアのサハリン強制徴用韓人記録提供追及の決議案」
- (6) 2010年9月6日「サハリン韓人支援に関する特別法案」
- (7) 2010年12月12日「永住帰国サハリン同胞の故国定着支援に関する特別法案」

(8) 2011年6月23日「日本のサハリン韓人虐殺思想調査・戦後被害補償追及及びロシアのサハリン強制徴用韓人記録・日本の郵便貯金口座情報公開追及決議案」上記6つの法案のうち2011年6月23日の法案一つが唯一可決した。

第19代国会においても、サハリン韓人支援に関する特別法案が2012年11月13日に発議された。その理由としては以下の通りに記載されている。

「政府は、いままで日本の支援を基礎として、サハリン同胞（原文の通り）の永住帰国を促進してきたが、永住帰国したサハリン同胞たちは、離散家族を原因として苦悩と孤独を感じている。サハリン同胞の永住帰国者たちと関連団体から、永住帰国に際して、同伴する家族を拡大するといった関連法を制定し、制度の改善を求める要求が途切れることなく提起されている。¹⁹⁾」

この法案の主要な内容としては、以下の四つが挙げられている：

- (1) サハリンから移住したサハリン同胞に対して、関連国家と外交的な努力を通じて被害を救済、
- (2) サハリン同胞とその同伴家族の永久帰国を促し定着させるための支援を行う、
- (3) サハリン残留同胞及び国内の遺族に対する保護と生活の安定を促す、
- (4) そして、サハリン同胞に対する真相究明、記念・追悼事業、教育・文化事業、歴史的資料の収集、展示、そして交流などの事業を行う。

上述したように、こういったサハリン韓人の永住帰国事業により支援などが拡大したが、いまだ特別支援法が制定されていない現状では、まだ多くの問題は未解決のままである。現在第19代の国会に上程され、まだ審議の段階である。

以上のように、サハリン韓人の支援に関する特別支援法やその関連法は、歴代国会においても数回提案されるのだが、ほとんどが任期満了にて破棄されている。その主な理由としては、「サハリン韓人」の定義のあいまいさ、責任の所在、戦後処理問題、関連国との関係などが挙げられる。サハリン韓人問題は、韓国政府が自国民に対する保護義務を全うしていない状況として見ることができ、その保護と支援に関する法制定の必要性は、国会で提起される法案の数を見ても読み取れる。

V. 結びにかえて

以上のように、本稿では、サハリン韓人の韓国への永住帰国事業を題材に、まずサハリン韓人が登場した歴史的背景、彼らを支援するにいたったプロセス、サハリン韓人の永住帰国事業の背景と内容、サハリン韓人関連の法案、そしてその問題点にも言

19) 世界同胞連帯「サハリン同胞支援に関する特別法案資料集」（2013年11月）。

及してきた。その上で、サハリン韓人をめぐりどのような「排除」と「包摂」の政治が展開されているかについても少し述べた。最後に、韓国で推進されている「多文化政策」との関係において少し考察してみる。

韓国におけるサハリン韓人の永住帰国の事業が活発化する時期というのは、李明博政権以降から展開されている多文化政策と一致していることは偶然ではない。2008年以降、韓国はグローバル化の中において労働力を確保するために、雇用許可制度（EPS）やビザの拡大などを推進して外国人労働者を積極的に取り込む様子が見受けられる。雇用許可制度で来る外国人労働者たちは、韓国に最大で5年間滞在することができる。しかし、たとえ彼らが定住を望んだとしても、韓国において「永住」する条件となる5年以上という条件は満たすことができなく、これを見るだけでも外国人の定住は積極的に推進されているとは言い難い。また、結婚移民で韓国に移住してきた人たちの多くは女性であるが、彼女たちの永住権取得やその帰化プロセスを見ても、「多文化」を追求するものではなく、「同化」を推し進めるものにすぎないことがわかる。結局のところ、一方で多文化共生といいながら、他方では「韓国人と同じように」することを余儀なくされるのが現実である。

こういった背景下において、サハリン韓人はどう見えるのか。このサハリン韓人の永住帰国事業は、韓国人を故国に帰国させ定着を支援するものとなっている。しかし、一方で「韓国人」であるから帰国させるが、他方では多くの場合団地など集団で暮らすことが多く、また社会保障受給者であるため労働も許されない、そして条件を満たさないとしてサハリンに残した家族と離散家族となっている彼らは、「韓国人」と同等の保障を受けている以外「韓国人」とみなされていない。その大きな理由としては、分断された朝鮮半島におけるイデオロギー対立である。つまり、サハリン韓人には朝鮮半島の南半島出身者も北半島出身者もいるが、彼らの張られた「レッテル」が、彼らの排除の原因となっている。したがって、多くのサハリン韓人が韓国社会に適用できないことや、孤独を感じていることも事実である。

サハリン韓人をめぐる問題は、まだ課題が多く残っているが、関係諸国は人道的・人権的観点から彼らの問題に取り組まなければならないことはいうまでもない。

【関連資料】

表 1. 日韓両政府のサハリン韓人支援の現状（2013年現在）

韓国政府の支援（2013年現在）	日本政府の支援（1989年から支援）
<ul style="list-style-type: none"> ● 住居施設（国民賃貸アパート）支援 <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸保証金は保健福祉部納付 ・毎月の家賃について（住宅当たり16～20万ウォン）は個人負担 ※但し、日本政府が建設した「安山市故郷村のアパート」は30年間無償 ● 「国民基礎生活保障法」上需給権利者として指定し生計費支給 <ul style="list-style-type: none"> ・生計給与及び住居級で：夫婦797,636ウォン、一人世帯468,458ウォン ● 特別生計費 1人当り75,000ウォン支援 <ul style="list-style-type: none"> ・月管理費の保全が名目 ● 「医療給与法」による医療費支援 <ul style="list-style-type: none"> ・勤労無能力世帯（1種）は全額無料 ・勤労能力有世帯（2種）は一定部分本人負担 ● 「障害者福祉法」による支給 <ul style="list-style-type: none"> ・1-2級、重複3級（月17万ウォン）、3-6級（月3万ウォン） ● 死亡時に葬祭費（75万ウォン）支給及び天安市にある国立「望郷の丘」の納骨堂に無料安置 	<ul style="list-style-type: none"> ◎1989年から支援開始 <ul style="list-style-type: none"> ・現在まで約78億円（800億ウォン）支援 ① サハリン残留1世母国訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> ・1989 - 2012年間総17,537人支援 ・7泊8日間滞在費及び往復航空料支援 ② 1990年 - 2012年まで総4,008人帰国（個別帰国含み） <ul style="list-style-type: none"> ・安山市故郷村賃貸アパート（270億ウォン）及び仁川サハリン同胞福祉会館（50億ウォン）、安山市立高齢者専門の療養院（25億ウォン） 建立費用負担 ③ 永住帰国者サハリン逆訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> ・2001 - 2012年間総4,165人支援（12年652人） ・往復航空料及び旅行補助費（100\$）支援 ・2012年度永住帰国者：63人 ④ 「サハリンカルチャーセンター」建設（5億円）

表2. 永住帰国サハリン韓人の主要施設状況（賃貸）

（単位：人）

市・道	市・郡・区	地 区	人 数
ソウル	江西区	登村	61
釜山	機張郡	鼎冠	120
仁川	南洞区	論峴	509
	富平区	三山	51
京畿道	金浦市	通津	133
		陽谷	71
	南楊州市	榛接	60
	安山市	四洞（故郷村）	759
	華城市	郷南	94
	烏山市	洗橋	96
	坡州市	堂洞	94
		仙遊	29
江原道	原州市	文幕	76
忠清北道	清原郡	五松	75
	陰城郡	辛葦	69
	堤川市	榮川	120
忠清南道	牙山市	新昌	102
	天安市	清水	96
	舒川郡	寺谷	116
慶尚南道	金海市	栗下	99
	梁山市	鼎峙	76
合 計			2,906

出典：保健福祉部のデータに基づき筆者作成。2012年9月現在。

表3. 永住帰国サハリン韓人の入所施設状況

(単位：人)

市・道	市・郡・区	施設名	人数
仁川	延寿区	サハリン同胞福祉会館	84
京畿道	安山市	安山療養院	2
慶尚北道	高霊郡	大昌養老院	24
江原道	春川市	光臨老人専門療養院（アルツハイマーセンター）	9
合計			119

出典：保健福祉部のデータに基づき筆者作成。2012年9月現在。

表4. 永住帰国サハリン韓人の入所施設状況

区分	1次（医院）	2次（病院、 総合病院）	3次 （指定病院）	薬局	PET等
1種（入院）	なし	なし	なし	—	なし
1種（外来）	1,000ウォン	1,500ウォン	2,000ウォン	500ウォン	5%
2種（入院）	10%	10%	10%	—	10%
2種（外来）	1,000ウォン	15%	15%	500ウォン	15%

出典：保健福祉部等のデータに基づき筆者が作成。2012年9月現在。

* 上記の数字は個人の負担額（もしくは割合）を示す。

**PETとはPositron Emission Tomography（陽電子放射断層撮影）のこと。ただし、MRI等特殊撮影または高額治療剤については、給与基準により非給与もしくは全額本人負担となる場合がある。

参考文献

【英語文献】

Stephen Castles and Mark Miller, *The Age of Migration: International Population*

Movements in the Modern World 4th Edition (New York: Palgrave Macmillan, 2009).

Brent Hayes Edwards, *The Practice of Diaspora* (Cambridge: Harvards University Press, 2003).

Ki-soo Eun, "Population Aging and Social Strategies for Aging Problems in Korea," *Korea Journal*, Vol. 48, No. 4 (2008).

David Eng and David Kazanjian, eds., *Loss: The Politics of Mourning* (Berkeley: University of

- California Press, 2003).
- T.J. Hatton and J.G. Williamson, *The Age of Mass Migration: Causes and Economic Effects* (Oxford: Oxford Univ. Press, 1998).
- Andrew Eungi Kim, “Problems and Implications of Korea’s Ageing Population” in Wilhelm Hofmeister (ed.) *Ageing and Politics: Consequences for Asia and Europe* (Singapore: Konrad Adenauer Stiftung, 2010).
- Donsung Kong, Kiwoong Yoon, and Soyoung Yu, “The Social Dimensions of Immigration in Korea,” *Journal of Contemporary Asia*, Vol. 40, No. 2 (2010).
- National Statistics Office (NSO), *Population Statistics and Trends* (2011) and *Nationality and Visa Status of Foreigners* (1994-2010), Ministry of Justice, Japan.
- Saskia Sassen, *The Mobility of Labor and Capital: A Study in International Investment and Labor Flow* (Cambridge: Cambridge University Press, 1988).

【日本語文献】

- 大沼保昭、『東京三番から戦後責任の思想へ』東信堂、1987年。
- 大沼保昭、『単一民族社会の神話を越えて』東信堂、1992年。
- 大沼保昭、『サハリン棄民』中央新書、1992年。
- 樺太終戦士刊行会、『樺太終戦史』全国樺太連盟、1973年。
- 玄武岩、『コリアン・ネットワーク』北海道出版会、2013年。
- 朝鮮人強制連行真相調査団編、『朝鮮人強制連行労働の記録：北海道・千島・樺太篇』現代史出版会、1974年。
- 朴慶植、『朝鮮人強制連行の記録』未来社、1965年。
- 北海道新聞社編、『祖国へ！』北海道新聞社、1988年。

【韓国語文献】

- 李庭植、『韓國과 日本: 政治的 관계의 照明』教保文庫、1985年。
- 韓惠仁「사하린韓人帰還을 둘러싼排除와包摂의 政治」『史学研究』(102号、2011年)。
- 韓国保険福祉部療養保険運営課「永住帰国사하린韓人支援事業案内」(2013年1月)。
- 韓国国会外交統一委員会「사하린同胞支援에 관한特別法案檢討報告書」(2013年11月)。

Home Sweet Home?: Politics of Inclusion and Exclusion and the Sakhalin Korean Repatriates in South Korea

CHI Naomi

Abstract

One of the main objectives of this paper is to examine the Sakhalin Korean repatriates in South Korea and how it exemplifies the politics of inclusion and exclusion and how these are intertwined with one another through interactions and negotiations among different interests and discourse that take place in multi-scale regulatory processes.

Sakhalin Koreans moved to Sakhalin as early as the 1920s as subjects of Imperial Japan to work at the coal mines in Sakhalin. Many of them could not return to Japan nor Korea even after the end of the Second World War and many were forced to take North Korean or Soviet (Russian) nationalities. 1989 marked a turning point for the repatriation of Sakhalin Koreans as the South Korean government, in cooperation with the Japanese government, as well as the Japanese and Korean Red Cross, worked together to “bring back” the Sakhalin Koreans to their home.

This paper examines the historical background to the Sakhalin Koreans, the repatriation or “return home” policy, how the politics of both inclusion and exclusion affect the Sakhalin Koreans, and the challenges that they face in Korean society today.

Keywords

Sakhalin Koreans, diaspora, repatriation, inclusion, exclusion